

第三者評価受審終了証

法人名 社会福祉法人 寿福社会

施設名 鳴門子ども学園

貴施設は社会福祉法人徳島県社会福祉協議会「評価機関評価実施手法に関する規程」及び「評価機関事業内容等に関する規程」に基づく評価事業が終了したことを証します。
つきましては、貴施設の独自の取り組みについて、次のとおり総評します。

＜評価結果総評＞

施設では、“児童の権利を守り、児童の意向・意見を尊重した支援に努める”ことを基本方針として掲げ、子どもを尊重する養育・支援を実践している。権利擁護規程や倫理綱領を策定し、事業計画には権利擁護の項目を設けるなど、子どもの最善の利益を考慮した取組を行っている。職員室には倫理綱領・基本理念・基本方針を掲示し、職員間での共通理解の形成に努めている。また、児童の人権擁護をテーマとした施設内研修や、新任職員研修における子どもの権利擁護に関する研修を実施し、権利擁護意識の定着を図っている。あわせて、施設では権利擁護チェックリストを活用し、支援の振り返りや人権侵害の防止に向けた注意喚起を行うなど、人権意識の確立に努めている。さらに、年に4回、子どもたちには権利ノートを活用し、開催する子ども会や日常生活の中で保障される権利について説明し、周知を図っている。権利擁護規程にはプライバシーの保護についても具体的に示されており、養育・支援の基本姿勢としている。その実践として、施設では少人数制を導入している。ベッドにもカーテンを取り付け、風呂は個浴できるようにするなど、家庭的で落ち着いた環境づくりに努めている。また、食事は職員とともに楽しくコミュニケーションを図れるよう工夫されており、子どもたちが安心して生活できる場にとともに、日頃からの本人の意思の把握により、意思決定支援に役立てている。生活空間についても整理整頓が徹底され、清潔な環境が維持されている。さらに、子どもと保護者等には“生活のしおり”と“子どもの権利ノート”を配付し、権利擁護やプライバシー保護の説明を行うことで理解を深めている。これらの取組により、集団生活の中においても、子どもの権利擁護の実践をとおして家庭的環境と落ち着いた生活の実現に向けた努力が払われていることは、評価できる。

施設では、自立支援計画の策定手順をはじめ、養育・支援にかかる内容を網羅した標準的な実施方法として、支援マニュアル（オレンジノート）を整備している。支援マニュアルは、毎年の自己評価結果や定期的な第三者評価、職員会等を通じて実施状況を確認し、効果を評価している。その評価結果を分析し、課題や改善点を抽出・文書化した上で、職員会等において報告を行い、改善計画を策定している。課題ごとに職務分担係が検討を行い、改善期日を設定し、計画的な取組を進めている。最終的に職員会等で改善案を協議し、見直し・更新を行う仕組みとなっている。さらに、日常生活の中で生じた課題についても随時職員会等で検討し、適切に見直しを行い、職員会や研修会等をつうじて共有・周知を図っている。くわえて、養育・支援の質の向上に向けて、職員の参画のもと支援マニュアルの検証を行い、明確化した改善課題をもとに、改善計画の検討と策定を実施するなど、PDCAサイクルの活用に努めている。また、施設では中・長期的ビジョンを明確にした計画を策定している。これらは、課題を財務、業務、支援、人材、地域の5つの視点に分類し、課題解決・改善に向けた具体的な内容として整理している。それに基づき単年度計画を作成することで、計画が着実に機能するように取り組んでいる。それら組織全体の取組が、日頃の改善を習慣化している点は、評価できる。

令和7年10月6日

＜評価機関＞

認証番号 第1号

社会福祉法人

徳島県社会福祉協議会

会長

折野 好信

